

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号
許認可等の種類	組合設立の認可	根拠条項	第24条第1項
審査基準	<p>組合が、次の各号に適合していると認められるときその設立を認可する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組合が次の要件を備えていること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 営利を目的としないこと。 (2) 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。 (3) 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。 2 組合員の総数が、その地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の3分の2以上であること。 3 設立の手続き及び定款の内容が法令に違反していないこと。 4 出資組合にあつては、事業を行うために必要な経営的基礎を有していること。 		
受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課
交付機関	生活衛生課	標準処理期間	40日
		標準経由期間	一日
		目次NO	